

【2026年度 大学院博士前期課程受験生対象】

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」について（制度概要）

令和6年度秋から新設された奨学金制度「授業料後払い制度」についてご案内します。

本制度は在学中の授業料を国が立て替え、大学院修了後、所得に応じて返還することで、授業料を「後払い」とするものです。（無利子貸与である第一種奨学金の一形態です）

制度の概要は下記の通りとなります。内容をご確認いただき、制度の利用を希望される方は入試出願書類にあわせて「授業料後払い制度希望願」等手続き書類の提出をお願いします。

1. 対象者

以下の要件をすべて満たす者

- ・令和7年度以降に大学院博士前期課程に入学した者
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（以下Jasso）の修士段階を対象にした第一種奨学金と同様の家計基準および学業正規基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

2. 支援内容

●授業料支援金（授業料相当額およびその保証料の貸与）

- ・授業料相当額に保証料を上乗せした額を貸与（機関保証制度への加入が必須）
- ・支援対象は授業料のみ。入学金、教育環境充実費、諸会費等は対象外
- ・Jassoが授業料相当額を大学へ直接納付
- ・入学年度春学期の授業料については、入試願書提出時に所定の手続きをすることにより、制度への採用可否が決定するまでの期間、納入を猶予する

●生活費奨学金（授業料支援金とは別途、希望者に貸与）

- ・月額2万円または4万円を貸与（機関保証制度への加入が必須）
- ・選択額から保証料を天引きした額を学生の口座に振り込む

※本制度は入学後、4月にJassoへの申請が必要です。制度への採用は7月以降となります。授業料支援金は入試出願時に猶予手続きをすることにより令和7年度春学期授業料から支援対象となり、生活費奨学金は採用後に令和7年4月分に遡って振り込まれます。

3. 手続について

手続概要は下記の通り

(1) 入試出願時の手続き

各入試出願期間中に、手続き書類3点（制度希望願と授業料納入猶予書類）を入試出願書類に同封しご提出

(2) 入学後の4月にJassoへ申請

(3) 7月以降、採否決定後 採用の方は採用手続き、不採用の方は授業料の納入

4.返済について

授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、大学院修了後の所得に応じ、返済（無利子）を行う。

例えば、単身なら300万円程度、扶養する子供が2人いれば400万円程度までは所得に応じた返済は始まらない。基準年収以下の場合は月2,000円など一定額を返済する。

基準の年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の9%を返済する。

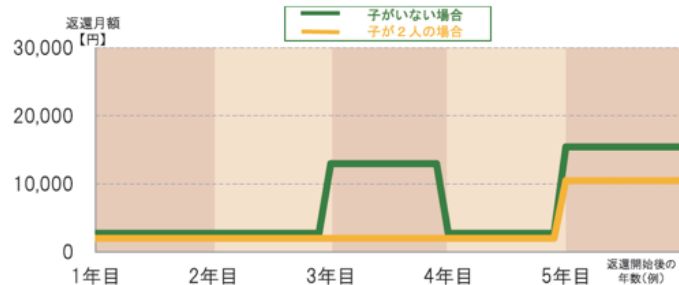
返還方式は、所得連動返還方式のみです。

ただし、現行の第一種奨学金の所得連動返還方式よりも有利な返還方法です。

【現行の第一種奨学金の所得連動返還方式と異なる点】

- 年収が300万円程度になるまで、割賦月額2,000円のままです。
（現行第一種奨学金では年収146万円程度まで割賦月額2,000円）
- 返還者に扶養している子がいると、割賦月額の計算時に追加の控除があります。
（現行第一種奨学金では追加の控除なし）

－授業料後払い制度の返還イメージ－



※年収が、1年目300万円、2年目400万円、
3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
（所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映）
実際は、提出のあったマイナンバーにより取得した所得情報で決定

5. 注意事項

- ・入学後（4月頃予定）に日本学生支援機構への申請が必要です。
- ・日本学生支援機構の無利子の貸与奨学金（第一種奨学金の一形態）であり、本制度を利用すると第一種奨学金が受けられません。
- ・貸与奨学金の予約採用に申し込み、候補者となっている者は、入学後、進学届提出時に「授業料後払い制度」を選択入力する必要があります。（「第一種奨学金」は選択できません）
- ・機関保証制度への加入が必須です。
- ・本制度を希望する場合は、「授業料~~(等)~~延納願」および「授業料~~(等)~~納入および除籍猶予願」の提出が必須です。
- ・上記願出の延納の対象は「授業料」のみであり、「教育環境充実費」、「諸会費」については納入が必要です。
- ・制度への申請資格がないことが判明、または不採用となった場合は、大学が指定する期限までに猶予中の授業料納入が必要です。また、大学の指定する期日までに授業料を納入しない場合は除籍となります。
- ・申請手続きの過程で採用保留になるなど、猶予期限 7/21 を超える恐れがある場合は、日本学生支援機構からの振込によらず自身で授業料を納入する必要があります。
- ・本制度は検討中であり今後内容に変更が生じる可能性があります。